

税中河第 3470 号

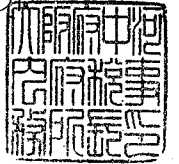
令和元年 9月 6日

自治労大阪府職員労働組合 税務支部

中河内分会 副会長 北井 聖知 様

大阪府中河内府税事務所

所長 長戸 勇二



職場環境整備等の要求について

2019年8月15日付けの要求事項について、別紙のとおり
回答します。

自治労大阪府職員労働組合 税務支部 中河内分会 職場要求

番号	要 求 事 項	回 答
1	<p>冷暖房運転・換気操作については、職員の健康に留意して行い、年間を通じて各階執務室を適温に保つよう弾力的に行うこと。特に、近年の酷暑・酷暑・酷暑に対応するよう運転期間の延長及び運転時間を勤務時間終了まで延長すること。</p>	<p>冷暖房等については、勤務時間中の適温管理に努めているところであり、気象状況の変動に対応しつつ、職員の健康管理に留意しながら、今後とも適切な運用に努めてまいります。</p>
2	<p>① 職員の健康管理体制の充実を図るため、安全衛生委員会の機能を強化し、快適な職場環境を確保すること。</p>	<p>安全衛生委員会については、引き続き、その機能・活動を充実強化し、職員の健康管理や職場環境の改善に努めてまいります。</p>
	<p>② エレベーターを設置すること。</p>	<p>エレベーターの設置、ブラインドの点検・整備、窓ガラスの断熱については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p>
	<p>③ ブラインドの点検・整備を行うこと。また、窓ガラスに断熱フィルムを貼ること。</p>	<p>床面については危険の無いように随時に補修を行うとともに、執務室の適温管理については職員の健康に留意しながら適切な運用に努めているところであるが、要求の趣旨については税政課に伝えてまいります。</p>
	<p>④ 床面にカーペットを敷くこと。当面は床面の補修を行うこと。</p>	<p>網戸の設置については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。なお、害虫対策として、防虫薬や殺虫剤の設置を行ったところとす。</p>
	<p>⑤ 庁舎の点検・整備を行うこと。</p>	<p>庁舎の点検・整備については、引き続き適切に行うとともに、要求の趣旨を税政課に伝えてまいります。</p>